

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構役員退職手当規程

平成 16 年 2 月 29 日
2004 年(総企)規程第 11 号
最終改正 平成 30 年 2 月 1 日

(総則)

第 1 条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の役員(非常勤役員を除く。以下同じ。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、その者の退職の日における月例支給額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に、第 2 項に規定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第 5 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの月例支給額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 業績勘案率は、経済産業大臣が決定する数とする。

(遺族の範囲)

第 3 条 この規程における遺族の範囲及び順位については、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。)第 2 条の 2 の規定を準用する。この場合において「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(在職期間の計算)

第 4 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算は、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1 月と計算するものとする。

2 第 2 条第 1 項ただし書きの場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に 1 月を減ずるものとする。

(再任等の場合の扱い)

第 5 条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給は、引き続き在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条ただし書きの適用に係る月例支給額は、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定めるものとする。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職をし、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。

5 第3項に規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における月例支給額は、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員として引き続きいた在職期間等を勘案して理事長が定める額とする。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第2項の規定により解任された場合（同条同項第1号に該当し解任された場合を除く。）には、退職手当を支給しない。

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべき額を控除した残額を、予算その他の特別の事情のある場合を除き、第2条第2項の規定に基づき経済産業大臣が業績勘案率を決定した日から遅滞なく支給するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、役員が在職した各事業年度における経済産業大臣の評価の結果における総合評点で1.0以上2.0未満が1回以下である場合は、業績勘案率を0.5として第2条第1項に基づいて算出した額（以下「暫定退職手当額」という。）を役員が退職した日以降に支払うことができるものとする。なお、その場合は前項の規定により支払う退職手当の額から暫定退職手当額を控除するものとする。

4 第2条第1項ただし書きの規定は、前項に基づき暫定退職手当額を計算する場合につ

いて準用する。

(退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした者が次の各号の一に該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。

(1) 当該役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき

(2) 当該退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号の一に該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払差止処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は機構がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが機構の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき

(2) 機構が、当該退職をした者について、在職期間中に解任されるべき行為（在職期間中の役員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして通則法第23条（同条第2項第1号の規定を除く。）に規定する解任に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払差止処分を行うことができる。

4 機構は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後において、次の各号の一に該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に照らし明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であっ

て、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 機構は、第3項の規定により支払差止処分を行った後において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第8条の2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号の一に該当するときは、機構は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払いを受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当の額の全部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき

(2) 機構が当該退職をした者について、当該退職をした者の在職期間中に解任されるべき行為をしたと認めたとき

2 死亡により退職をした者の遺族（退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の全部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(退職をした者の退職手当の返納)

第8条の3 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号の一に該当するときは、機構は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の全部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき

(2) 機構が当該退職をした者について、当該退職をした者の在職期間中に解任されるべき行為をしたと認めたとき

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

(遺族の退職手当の返納)

第8条の4 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職手当の額の全部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第8条の5 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第8条の3第1項又は前条の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第3項までに規定する場合を除く。)において、機構が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が在職期間中に解任されるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、機構は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合(第8条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第8条の3第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第8条の3第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 前各項の規定による処分にに基づき納付を命ずる額は、第7条第1項ただし書きに規定する解任された場合の退職手当の額との権衡を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人に納付を命ずる額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

(端数処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数はこれを100円に切り上げるものとする。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年2月29日から施行する。
- 2 第4条第1項の在職期間の起算日は、任命の日が平成16年2月29日の場合にあっては、平成16年3月1日とする。
- 3 平成18年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が同日における役員と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合であって、その者の退職の日の月例支給額が基準日の前日のその者の月例支給額を下回る場合における退職手当の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、基準日の前日における月例支給額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額と当該退職の日における月例支給額に基準日から退職日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額の合計額に第2条第2項に規定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。
- 4 前項の場合において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の在職月数から1月を減ずるものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月20日から施行する。
- 2 この規程は、施行の日以降の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の規定による改正後の第2条の規定の適用については、同条第1項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月15日から施行し平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役員と同一の役職の役員として切替日以降引き続き在職した後に退職した場合であって、その者の退職の日の月例支給額が切替日の前日のその者の月例支給額を下回る場合における退職手当の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、切替日の前日における月例支給額に任命の日から切替日の前日までの在職期間1月につき100分の10.875の割合を乗じて得た額と当該退職の日における月例支給額に切替日から退職日までの在職期間1月につき100分の10.875の割合を乗じて得た額の合計額に第2条第2項に規定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。
- 3 前項の場合において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の在職月数から1月を減ずるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役員と同一の役職の役員として切替日以降引き続き在職した後に退職した場合であって、その者の退職の日の月例支給額が切替日の前日のその者の月例支給額を下回る場合における退職手当の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、切替日の前日における月例支給額に任命の日から切替日の前日までの在職期間1月につき100分の10.4625の割合を乗じて得た額と当該退職の日における月例支給額に切替日から退職日までの在職期間1月につき100分の10.4625の割合を乗じて得た額の合計額に第2条第2項に規定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。
- 3 前項の場合において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の在職月数から1月を減ずるものとする。